

# 生物多様性条約(国連地球生きもの会議)COP10/MOP、名古屋市で開催(2010/10/18~10/30)

—朝日新聞2010/10/30~31記事から

条約には193ヶ国・地域が加盟。

条約の目的は、

- ①生態系の保全
- ②持続可能な利用
- ③遺伝資源の利益配分 (名古屋議定書の目的事項はこの仕組み作り)

COP10の目的

- ①「名古屋議定書」の採択と、
- ②生態系保全のための「愛知ターゲット」20項目の採択

名古屋議定書は条約の目的③を実現する仕組み。米国はこの点を嫌って条約に参加していない。

## 名古屋議定書の主な争点

	争点	途上国	先進国	議定書
派生品	遺伝資源から得た成分を改良した葉製品を利益配分の対象にするか	<b>賛成</b>	個別に判断を	一部は対象になり得る。契約時に個別に判断
過去の利用	議定書発効前に得た資源を利益配分の対象にするか	<b>賛成</b>	<b>反対</b> 、国際法の常識に反する	対象にしない
不正監視	資源が不正に資源国から持ち出されていないかをどうチェックするか	不正防止のためできるだけ厳しく	企業のコストが嵩むから最低限に	各国はチェック機関を一つ以上設ける

## 愛知ターゲット20項目

1	認識	11	保護地域カバー率
2	政府計画	12	絶滅危惧種
3	有害措置廃止	13	栽培種の遺伝多様性
4	関係者	14	生態系サービスの公平なアクセス
5	自然生息地の損失速度	15	生物系回復
6	漁業	16	ABS(国内法関連)
7	農林業	17	国家戦略
8	過剰栄養	18	伝統的知識
9	外来種	19	科学技術
10	気候変動	20	資金

### 名古屋議定書の骨子(朝日新聞記事から)

- ・資源を利用する場合は、事前に原産国の許可を得る
- ・資源を利用する側は、原産国側と利益配分について個別契約を結ぶ
- ・資源に改良を加えた製品(派生品)の一部は、利益配分の対象に含めることができる。対象に含めるかどうかは、契約時に個別に判断。
- ・不正に持ち出された資源ではないかをチェックする機関を各国が一つ以上設ける。機関の性格は各国で判断

### 議定書発効の条件

2011年2月から1年間、国連で受け付け50ヶ国が批准した90日後に発効する。  
各国は批准すれば国内法の整備が必要となる。

### 日本の役割

議長国として取りまとめに努力。  
途上国が議定書ルール運用体制を作るのを支援する仕組みを日本の資金で整備する

### 愛知ターゲットの主要点(20項目は前出)

- ・世界の陸に占める保護区の割合を17%に、海の保護区の割合を10%に拡大せる(第11項)。
- ・生物の生息地が失われる速度を少なくとも半減させる(第5項)。
- ・生物多様性の観点を国家会計の価値判断に組み入れること(第17項)。

## これまでの生物多様性条約関連締約国会議

- COP1 1994年11月 バハマ・ナッソー  
COP2 1995年11月 インドネシア・ジャカルタ  
COP3 1996年11月 アルゼンチン・ブエノスアイレス  
COP4 1998年5月 スロバキア・ブラチスラバ  
COP5 2000年5月 ケニア・ナイロビ  
COP6 2002年4月 オランダ・ハーグ  
COP7 /MOP1 2004年2月 マレーシア・クアラルンプール  
MOP2 2005年5月 カナダ・モントリオール  
COP8 /MOP3 2006年3月 ブラジル・クリチバ  
COP9 /MOP4 2008年5月 ドイツ・ボン  
COP10/MOP5 2010年10月 名古屋市  
(次回は、2012年、インド ニューデリーで)

**COP:** Conference of Parties 生物多様性条約締約国会議(気候変動条約にもある。)

**MOP:** Meeting of Parties カルタヘナ議定書締約国会議

## 生物多様性条約(ウィキペディアから)

Convention on Biological Diversity; CBD、(平成5年条約第9号)

生物の多様性を「生態系」「種」「遺伝子」の3つのレベルでとらえ、

1. 生物多様性の保全
2. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分

を目的とする国際条約である。

生物多様性条約と略称される。なお、その締結国会議をCOPと称することから、一部報道などではCOPを本条約の略語とする誤解が見られるが、本条約の略称は上述の通りCBDであり、本条約におけるCOPは通常CBD/COPと称される。

## カルタヘナ議定書(ハイテク用語集から)

Cartagena Protocol

地球上の様々な生物の生態系のバランスを崩さないように、人為的に作られた新しい生物(遺伝子組換え生物など)を環境へ導入する場合の適切な管理や、評価制度の整備について盛り込まれた国際的な枠組みを規定した議定書で、2000年1月に採択。コロンビアのカルタヘナという都市で1999年に議定書の採択を目指した締約国会議が開催され、都市名にちなみ、カルタヘナ議定書と命名された。目標年は2010年。

対象となるのは遺伝子組換え農作物や微生物、科を超える細胞融合などで、ヒト用医薬品は含まれない。具体的には、これらの生物の国境を越える移動を規制し、生物多様性保全と持続的利用を図る条約である。この議定書は50か国が批准してから90日後に発効となるが、2003年9月11日に50か国が批准したのを受けて発効している。日本は、カルタヘナ議定書に対応する国内法を2003年6月に成立させ、同年11月21日に議定書を批准した。